



ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町1-18-9
ATビル5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事や労務の相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社



正規雇用労働者の中途採用比率の公表が義務化

令和3年4月1日より**常時雇用する労働者数が301人以上**の会社に正規雇用労働者の**直近3事業年度**の中途採用比率の公表が義務化されました。4月19日付の労働新聞に、関連するQ&A記事がありましたので、今回のHP通信ではこの記事の紹介と、中途採用比率の公表義務化における労働者の考え方について解説します。

この記事の質問内容とは…

- 301人のカウントは正規雇用者の数？
- 中途採用比率の公表では、パート・アルバイトなどを含めず正規雇用者が対象？

① 301人のカウントについて

常時雇用する労働者数の数え方

常時雇用する労働者とは、雇用契約の形態を問わず

- 期間の定めなく雇用されている者、
- 過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者、または
- 雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者、

のいずれかを満たす労働者を指します。

記事にあるように、有期雇用であっても過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者や、1年以上引き続き雇用されると見込まれる者はカウントに入ります。ただし、昼間学生などは含みません。

② 中途採用比率の計算方法について

中途採用比率とは「正規雇用労働者の採用者数に占める正規雇用労働者の中途採用者数の割合」を指します。

分母となる「**正規雇用労働者の採用者数**」の**正規雇用労働者**とは、パートタイム・有期雇用労働法第2条の「通常の労働者」を指します。同法第2条の「通常の労働者」とは、**いわゆる正規型の労働者のこと**で、事業主と期間の定めのない労働契約を締結しているフルタイム労働者（**無期雇用フルタイム労働者**）をいいます。

分子となる「**正規雇用労働者の中途採用者数**」の中途採用された正規雇用労働者とは、**新規卒卒採用者以外の者**ですが、採用時にパートタイム等の雇用形態であっても、**正社員に転換した場合は中途採用として扱い、カウント**に入ります。

正規雇用労働者の中途採用比率の公表は、労働者の主体的なキャリア形成による職業生活のさらなる充実や再チャレンジが可能となるよう、中途採用に関する環境整備を推進することを目的としています。なお厚生労働省のサイトに「**中途採用比率の公表における解釈事項等について**」が掲載されていますので、より詳しい内容をご確認されたい場合は、**こちら**をご参照ください。

労働新聞

令和3年
4月19日付
紙面より

300人のカウントに
よび無期雇用フルタイム労働者
を指します。た
は、「期間の定めなく雇
用されている者」だけ
でなく、いわゆる有期雇
用も、たとえば正社員
に転換した場合、中
途採用として扱
います（前掲通達）。

「**常時使用**」に
パートら含む
率」を公表する
ことが必要
です（労働法
27条の2）
。ただ分母・分子
の対象は「通
常の労働者等
とあり（通
達等では「正
規雇用労働者
」）、パート・
有期雇用労働
法2条の正
規型労働者
」を指します。
たは、「期間の
定めなく雇用
されている者」
だけでなく、
いわゆる有期
雇用も、たと
えば正社員に
転換した場合
、中途採用と
して扱います
（前掲通達）。

「**常時使用**」に
パートら含む
率」を公表する
ことが必要
です（労働法
27条の2）
。ただ分母・分子
の対象は「通
常の労働者等
とあり（通
達等では「正
規雇用労働者
」）、パート・
有期雇用労働
法2条の正
規型労働者
」を指します。
たは、「期間の
定めなく雇用
されている者」
だけでなく、
いわゆる有期
雇用も、たと
えば正社員に
転換した場合
、中途採用と
して扱います
（前掲通達）。

問

中途採用率の公表ではパート、アルバイトなどを含めず正規雇用者が対象と思
います。公表の適用が猶予される300人のカウ
ントも正規雇用者の数でしょうか。【愛知・K社】

300人のカウントは
中途採用率を公表で
いる者」（見込み含む）
です（令3・2・9職
発0329第3号）。た
だし、昼間学生などは含
みません（厚労省「2・9
解釈事項等」）。

公 表 方 法

おおむね年に1回以上、公表した日を明らかにしてインターネット等求職者が容易に閲覧できる手段を用いて公表するものとされています。

初回の公表については、法施行（令和3年4月1日）後の最初の事業年度内に、2回目以降は、前回の公表からおおむね1年以内に、可能な限り速やかに公表を行うものとされています。



ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700